

## 令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第4回）議事録

### 1 日時

令和2年6月30日（火） 午後1時30分から午後5時まで

### 2 会場

都庁第二本庁舎 10階 210・211 会議室等

### 3 出席者

秋葉委員、伊藤（秀）委員、伊藤（節）委員、小花委員、川口委員、川崎委員、北澤委員、執行委員、杉野委員（会長）、畑谷委員、浜田（倫）委員、樋口委員、平井委員、藤井委員、宮崎委員、結城委員、善本委員、米田委員

（欠席：長島委員、濱田委員）

### 4 議事

#### （1）審議

- ・令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料について
- ・令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料について
- ・令和3年度使用教科書採択資料（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

審議の一部は、種目ごとに四つの分科会に分かれて実施

第1分科会 国語、社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、数学

第2分科会 書写、社会（公民的分野）、地図、美術

第3分科会 音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、英語、道徳

第4分科会 理科、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）

#### （2）答申

## 令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第4回）

### 開会・会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【管理課長】 それでは、定刻より少々前でございますが、委員の皆様がおそろいですので、これから開始させていただきます。

本日の会議につきましては、事前に一般の方へ傍聴の御案内をさせていただきまして、8名のお申込みがありました。

報道関係者につきましては、現在のところ申込みはございません。ただし、この後記者が来る可能性はございますので、こちらあらかじめ御了承いただければと思います。

つきましては、これ以降の会議の公開、傍聴者の入室について御決定いただきますよう、お願いします。

【会長】 ただ今の説明を受けまして、ここからの会議を公開とすることにつきまして、御異議がなければ入室を許可したいと思います。よろしいでしょうか。（「異議なし」）

【会長】 では、御異議はございません。

---

（傍聴者入室）

---

【会長】 それでは、ただ今から、第4回東京都教科用図書選定審議会を開催いたします。

議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴していただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき、退場を命じるなどの対応を取らせていただきます。あらかじめ御留意ください。

続きまして、配布資料について、事務局から御確認をお願いいたします。

【管理課長】 委員の皆様には、今回お手元のタブレットに資料一式を入れてございます。「配布資料一覧」の順に、今出ている画面に従って御案内いたしますので、画面上で御覧いただければと思います。私が操作しますと、皆様の画面も遷移しますので、その旨御案内いたします。

まず議事次第、座席表、委員の名簿、事務局職員の名簿、（資料1）本会議へ東京都教育委員会から諮問いたしました4月16日付の諮問文の写し、（資料2）第1回の会議で答申を頂きました採択方針に関する答申の写しが2枚、（資料3）第2回の会議で答申を頂きました一般図書の調査研究資料に関する答申の写し、

（資料4）前回の会議で答申を頂きました、中学校の調査研究資料に関する答申の写し、（資料5）本日御審議いただく事項についてお示した「審議事項」、（資料6）この後に行う分科会の構成（案）でございます。

このほか、（資料9）「令和3～6年度使用教科書調査研究資料 調査研究項目一覧《都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）》」、（資料10）「令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）教科書調査研究資料（案）」、（資料11）「令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）教科書調査研究資料（案）」、タブレットには表紙のみ入れてありますが、こちらについては後ほど申し上げます。

(資料13) 「令和3～6年度使用都立中学校及び中等教育学校(前期課程)教科書採択資料(案)」及び(資料14) 「令和3～6年度使用都立特別支援学校(中学部)教科書採択資料(案)」でございます。

今申し上げました資料9以降につきましては、この後の分科会で使用いたします。分科会の会場には、それぞれ必要な教科分を紙で御用意しておりますので、御案内申し上げます。

(資料12) 「令和3年度使用教科書採択について(教科書採択資料)(案)」につきましては、掲載されている内容が、昨年度の都立特別支援学校(小学部)の採択結果、文部科学省著作教科書の一覧、及び第2回の会議において適切であると御答申を頂きました、特別支援学校で使用する絵本などの一般図書の調査研究資料の冊子に掲載されている図書の一覧であります。こちらは既に、東京都教育委員会ホームページ又は文部科学省のホームページで公開しているものでございます。

タブレットではなく机上にお配りしているものもでございます。(資料7)第2回の会議で御審議いただいた一般図書の調査研究資料の冊子、(資料8)前回御審議いただきました「令和3～6年度使用教科書調査研究資料(中学校)」の冊子を置かせていただいております。こちらの資料につきましても、既に東京都教育委員会定例会において報告いたしまして、東京都教育委員会ホームページで公表いたしております。

以上のことから、資料7と8、先ほどタブレットで申し上げました12につきましては、既に公開しているということもでございますので、本日は傍聴の方々にはお配りしてございません。

さらに、ただ今御紹介いたしました資料のうち、資料9、10、11、13、14の都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)並びに都立特別支援学校(中学部)の教科書調査研究資料及び採択資料につきましては、現段階では確定前のものでございますので、本日の会議におきましては、委員の皆様方限りの配布とさせていただきます。このため、傍聴者の方にはお配りしておりません。

本日の審議の経過を踏まえまして、最終的にまとめました資料を、後日開催される予定の東京都教育委員会定例会におきまして、公開の場で報告いたしますとともに、報告後には東京都教育委員会ホームページで公表させていただく予定でございます。御了承のほどよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、配布資料につきましては以上でございます。

**【会長】** それでは、ここで東京都教育委員会から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

**【指導部長】** 本日も御多忙のところ、教科用図書選定審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は4回目となりますが、第1回におきましては、教科書の採択方針について答申を頂きました。第2回では、知的障害特別支援学校等で使用する絵本などの一般図書の調査研究資料について。第3回では、中学校用教科書の調査研究資料について、それぞれ適切である旨の答申を頂いたところでございます。

調査研究資料につきましては、都教育委員会に報告し、区市町村教育委員会など他の採択権者に対する指導・助言又は援助の資料として活用させていただいております。

本日は、大きく分けて二つの資料について御審議いただきます。一つは、都立の義務教育諸学校で使用する

中学校用教科書の調査研究資料について。もう一つは、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書を都教育委員会が採択する際に活用する、「採択資料」についてでございます。

これらの調査研究資料や採択資料の具体的な内容等につきましては、この後、担当から御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

## 議 事

### 【全体会①】

【会長】 それでは、これから議事を進めてまいります。

初めに、前回の審議会で審議いたしました「令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」の修正につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【管理課長】 前回、第3回審議会で御審議いただきました中学校用教科書調査研究資料につきまして、細かい文言・表現などを、事務局が今一度精査いたしまして、修正について会長に一任するという事で委員の皆様への御了解を頂いており、既に修正の内容などを会長に御了解いただいているところでございます。修正した主な内容について御説明申し上げます。

まず、技術・家庭（技術分野）についてでございます。初めの説明文中に「調査項目の具体的な内容の対象とした事項」における記述につきまして、実際には数値のみの調査となっております、具体的な調査結果である別紙2がないことなど、幾つか不整合な記述があるという御指摘を委員から頂いたところでございます。こちらにつきまして、説明文を正しい記述に修正いたしました。

次に、構成上の工夫のうち「ユニバーサルデザインの視点」についてでございます。1教科のみ文末において「〇〇と記されている」といった記述がございまして、その他の教科については書き方や記載内容のレベル感が異なっているという御指摘がございました。

こちらにつきましては、各発行者が教科書の裏表紙などに記載しております内容を資料に記していることが分かるように、それぞれの文末を「〇〇等が示されている」という文言に統一いたしました。

このほか、全ページにわたりまして、誤字・脱字・文字切れなどを精査いたしまして、これを修正して会長に報告し、御了解を頂いた上で机上の資料8として置かせていただいております。

以上、前回御審議いただいた調査研究資料の訂正につきまして御了承いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

【会長】 前回の審議における、中学校用教科書調査研究資料の修正箇所について説明いただきました。事務局において適切に対応していただいたということでございます。

この件につきまして委員の皆様、何かございますか。（「意見なし」）

【会長】 特に意見等はございませんでしたので、本日の会議における諮問事項などにつきまして、事務局

から御説明をよろしくお願いいたします。

【管理課長】 本審議会への諮問事項につきましては、第1回の審議会の際に一括してお願い申し上げたところでございます。改めて諮問文の写しをタブレットで御覧いただければと思います。

本日の会議で御審議いただく諮問事項は2点ございます。1点は、諮問事項2「教科書調査研究資料について」。もう1点は、諮問事項3「令和3年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について」でございます。

続きまして、資料5「審議事項」を御覧ください。本日御審議いただく資料を一覧にしております。

左側に記載している「1 教科書調査研究資料」についてでございますが、①「令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」につきましては、前回の会議で御審議いただき、適切であると御答申を頂きました。これを、資料8の冊子として取りまとめております。

本日は、①の資料を踏まえて作成いたしました②「令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」と、③「令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料」につきまして、この後の分科会で御審議いただきます。資料といたしましては、先ほどタブレットで表紙のみ御紹介しました資料10と11になります。

さらに④「令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）」についてでございますが、こちらは第2回の会議で御審議いただきまして、資料7の冊子として取りまとめてございます。

次に「2 令和3年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書採択資料」についてでございます。都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択する際の資料といたしまして、⑤から⑨の資料を作成いたしましたので、御審議いただきます。

まず、⑤「令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択資料」は、左の「1」で御説明しました①と②の資料を踏まえて作成したものでございます。本日の分科会では、②の資料と併せて御審議いただきます。⑤の資料につきましては、先ほどのタブレットの資料13となります。

次の⑥「令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書採択資料」は、①と③の資料を踏まえて作成したものでございます。本日の分科会では、③の資料と併せて御審議いただきたいと思います。先ほどのタブレット資料では資料14となります。

そのほか、⑦、⑧、⑨の採択資料につきましては、分科会后、2回目の全体会の中で御審議いただきたいと思います。

その他の資料の内容といたしましては、来年度、都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書や、小学部と中学部で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書でございます。タブレットの中の資料12でございますが、後ほど御説明いたします。

委員の皆様におかれましては、これらの調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導・助言又は援助を行うための資料として適切であるかどうか。また、採択資料が、都立の義務教育諸学校で

使用する教科書を採択するに当たっての資料として適切であるかどうかについて、御審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 それぞれ、教科書調査研究資料及び採択資料につきまして、概要の御説明を頂きました。委員の皆様、何か御質問等はございますか。

この後、分科会、後半の全体会において具体的に説明していただきますので、細かい点の御質問はそのときをお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。（「質問なし」）

それでは、これから分科会に分かれて審議に入りたいと思います。事務局から分科会についての御案内をお願いいたします。

【管理課長】 タブレットで、資料6「分科会構成（案）」を御覧ください。

分科会の審議につきましては、構成案のとおり四つに分かれて行っていただきます。

委員の皆様にはいずれか一つの分科会に入ってください、審議をしていただきます。委員の方々の専門の教科等を考慮しながら、学校関係者、教育委員会関係者、学識経験者のバランスが取れますよう、分科会の構成案を作成いたしましたので、御了承いただければと存じます。

大きく分けまして、前半と後半の二部構成となっております。所要時間はどちらもおおむね45分間となっております。前半と後半の間に約10分の休憩を設ける予定でございます。

内容は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書と、都立特別支援学校（中学部）の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由・病弱それぞれの教育部門で使用する、文部科学省検定済教科書の調査研究資料や採択資料についての審議でありまして、分科会によって御審議いただく順番が異なっております。

前半・後半のどちらも担当指導主事が教科・種目ごとに、また特別支援学校の場合は、教育部門別の障害の特性等を踏まえまして、調査研究した内容を御説明いたします。その後、質疑応答や、委員の皆様の間での意見交換をお願いいたします。

なお、説明の際に教科書発行者を御紹介する際には、発行者の正式名称ではなく、各種目の扉に当たるページに記載しております略称で御説明させていただきますので、御了承ください。

前半と後半では、調査研究の観点が全く異なります。その点に御留意いただいた上で、事務局で作成しました資料が採択に当たっての参考資料として適切かどうかについて、御審議いただきますようお願いいたします。

分科会終了後は、またこの会場にお戻りいただきまして、全体会の場において、分科会ごとに、委員の代表の方に、分科会での審議結果を御報告いただきたいと思います。その内容につきましても、委員の方々の間でおまとめいただければと思います。

このため、分科会の冒頭では、委員の方同士で御報告いただく発表者を、あらかじめ決めてくださるようお願い申し上げます。

次に、傍聴の方に申し上げます。傍聴の方につきましては、申込みの際に御希望の分科会を伺った上で傍聴いただける分科会を決定しまして、結果を事前にお伝えしてございます。決定された分科会以外では傍聴でき

ませんので、あらかじめ御注意をお願いいたします。

以上でございます。

【会長】 ただ今、事務局から分科会構成（案）の御説明をいただきました。構成はこれでよろしいですか。（「異議なし」）

【会長】 ありがとうございます。

それでは分科会会場への移動につきまして、事務局から御案内をお願いいたします。

【管理課長】 分科会の会場へは職員が御案内しますので、委員の皆様はそれぞれの分科会会場に御移動をお願いできればと思います。冊子の資料7、8、それからタブレットにつきましては、この会場に置いたままとしてください。お手荷物につきましても、このまま置いていかれても結構でございますが、貴重品の管理は各自でお願いいたします。

分科会終了後、全体会は15時50分頃から開始する予定とさせていただきます。

傍聴の方におかれましては、職員がお声掛けするまでは、今の席でお待ちくださいますよう、よろしく願いします。

それでは、分科会の司会の方は、各会場への御案内をお願いいたします。

#### 【分科会】

---

(分科会審議)

---

#### 【全体会②】

【会長】 それでは、ただ今から全体の審議に入りたいと思います。

各分科会から審議結果の報告を受けたいと思います。第1分科会から順に発表をお願いいたします。

【川口委員】 第1分科会の報告をいたします。第1分科会は国語、地理、歴史、数学について審議いたしました。

都立特別支援学校（中学部）におきましては、国語4社、地理4社、歴史7社、数学7社について審議いたしました。

各障害の状況によりまして、生徒が興味・関心を示す箇所と、その内容の記載について説明がありました。また、障害の状況により学習の仕方が異なりますので、それぞれの障害に合った学習のポイントが示されている点についても説明がありました。障害の理解に関わる記述や、視覚的・体験的な活動、教科書の活用を促す箇所についても説明がありました。

委員からは、箇所数の数え方についての質問があり、中学部3年間を通して数えていることの確認が取れました。また、カウントする箇所についての客観性について分かりやすく示すことも必要ではないかとの意見がありました。

体験・見学等の活動につきまして、困難が想定されるものとして記載はありますが、電子機器等の活用により、障害や学習の困難を補うということが広く認められていることから、工夫すれば様々な有効なことができるため、そのような観点も必要ではないかとの御意見もありました。

電子機器の活用の記載で、スマートフォンで回答するという限定的な記載がありましたので、他の機器の活用も可能であることから、記載内容について検討するというお話もありました。

都立特別支援学校（中学部）におきまして、全体を通して調査研究資料及び採択資料につきましては、審議の結果適切と判断いたしました。

次に、都立中高一貫校（前期課程）について審議いたしました。こちらも国語4社12冊、地理4社、歴史7社、数学7社24冊について審議いたしました。

各中高一貫校の教育課程の基本方針や、各教科における学習指導の展開に基づき、教書の調査内容について重要視される各項目を踏まえた説明を受けました。

国語は7項目中4項目、地理は4項目中3項目、歴史は4項目中3項目のそれぞれの調査項目につきまして、具体的な箇所や教材数、あるいはカウントの仕方についての説明がありました。

採択資料につきましては、それぞれの中高一貫校の中学校等の調査資料に基づいた項目について、説明がありました。

委員からは、各校の経営方針、開校時の基本方針を踏まえた調査項目が選定されているという確認の御意見がありました。また、この調査項目は学校同士を比較するためのものではなく、各校の特色が示されているという確認がありました。

また、資料の記載につきまして、「調べ学習」「調べる学習」等の文言にばらつきがあるため、確認の必要があるのではないかとの意見がありました。

さらに、調査項目のデジタルコンテンツを取り上げている項目について質問がございました。事務局からは、教科書を介した新しい学び方、紙面での取扱いについて、構成上の工夫と捉えて、調査項目に入れたという説明がありました。

全体を通して、調査研究資料及び採択資料につきまして、審議の結果適切と判断いたしました。

以上です。

**【会長】** ありがとうございました。それでは続きまして、第2分科会お願いいたします。

**【善本委員】** 第2分科会の報告をいたします。

第2分科会は、前半は都立中学校・中等教育学校、後半は都立特別支援学校（中学部）ということで審議をいたしました。教科は書写、公民、地図、美術でございます。

指摘事項については四つの教科の共通項目もありますので、最初の教科である書写のところでお話をさせていただこうと思います。

まず都立中学校・中等教育学校では、各校の基本計画あるいは学校経営計画に基づいて、調査項目としてそ

れぞれ取り上げた項目を挙げているということです。

その中で、主体的・対話的で深い学び等の観点から、それぞれの学校の特色に応じた項目についての調査が行われているという説明がありました。書写に関しては、三つのうち二つということです。

委員からは、学校の特色に配慮して、非常によくまとめられているという意見がありました。また、基本計画そのものは古いものでは17年を経過しているということもあり、当時なかった概念としての主体的・対話的で深い学び等も出てきていることから、教育課程を表す根拠資料として、少し検討をしてもよいのではないかという御意見がありました。

公民については、基本計画等に基づき、三つのうち二つの項目を検討の材料として比較調査が行われているということで、いずれもきめ細かく学校の特色に合わせて検討されているという意見がありました。

地図については、2項目の中から共通で2項目ということで研究がなされていました。地域の特色、祭り・行事等、課題研究の例として構成上の工夫がなされているということでした。

委員からは、発行者が2社で比較がしやすいが、項目ごとの差が大きいものは何か、という質問があり、SDGsやデジタルコンテンツの充実等が特に重要視されているという説明がありました。

また、客観的な比較として「見やすさ」について記載しているということでもございました。

最後に美術については、調査対象3社7冊についての説明を受けました。都立中学校・中等教育学校では、三つの項目の中から二つをそれぞれが選択して、学校の特色において調査がされているということで、大変細かくて分かりやすく、星の数を使うことで分かりやすくなっているという委員からの意見がありました。

都立中学校・中等教育学校の四つの教科について、調査研究資料は適切と判断いたしました。

続いて特別支援学校についてですが、これも冒頭の書写の中で、共通のことについてお話を申し上げようと思えます。

御説明いただいた内容、書写は同じく4社4冊ですが、内容の部分では興味・関心、配慮を要する、構成上の工夫という三つの視点で調査研究が行われているという説明がありました。

マイナス的な要素の項目であるので、それが分かりやすく示されているとより良いのではないかという指摘がありました。

次に公民についても、同じく6社6冊ですが、先ほどと同じように興味・関心、配慮を要する項目、構成上の工夫があり、種別に応じてきめ細かく、よく書かれているという委員からの意見がありました。また、配慮を要する項目についても代替の手段があり得るのではないか、という肯定的な意見がありました。

地図について、同じく2社2冊ですが、同じく、興味・関心、配慮を要する、構成上の工夫という視点からの説明がありました。

委員からは、観点表に「該当項目なし」と記載されているものについて、観点がないのであれば、その項目の枠を無くすなどの表記にした方がよいのではないかという意見がありました。

最後に美術について、3社7冊ですが、同じように興味・関心、配慮を要する、そして構成上の工夫につい

てそれぞれの説明がありました。

委員からは、興味・関心、構成上の工夫がとてもよく表記されていて、分かりやすいという意見がありました。

審議の結果、書写、公民、地図、美術について、調査研究資料は適切であると判断いたしました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

では、第3分科会お願いいたします。

【北澤委員】 私からは、第3分科会の報告をいたします。

第3分科会は音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、英語、道徳について審議をいたしました。

音楽（一般）は2社6冊について、音楽（器楽合奏）は2社2冊について、英語は6社18冊について、道徳は7社27冊について説明を受けました。

まず、都立中学校・中等教育学校につきましてですが、教科書の調査研究については、設定した複数の調査研究項目の中から、各学校の教育課程・編成の基本的な方針や学習指導の展開、学校経営計画等を考慮して、学校ごとに調査項目を設定して、設定した項目ごとに取り扱っている箇所数を一覧で示したという説明が教科ごとにありました。

委員からは、各学校の重点目標に基づいて調査の視点が設けられているのは適切であるということ、特に英語につきましては、聞く・読む・話す・書くの4技能以外の観点を取り上げており、これについても適切であるということ、それぞれの学校ごとに、学校の特色や方針を踏まえて丁寧に資料が作成されているという意見がございました。

こうしたことから、本調査研究資料及び採択資料は適切と判断いたしました。

次に、特別支援学校（中学部）につきましては、聴覚障害と肢体・病弱の障害についての説明と、実態として想定した生徒の障害の程度を考えて資料を作成したという説明を受けました。その上で、障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことができる教材かどうかということ、障害の配慮を要する内容について調査を行ったということ、障害の状態に応じた事項について、構成上のどのような工夫がなされているかということについても記載したという説明を受けました。

また、それぞれ興味・関心、障害の配慮については、発行者ごとに記載箇所数を、構成上の工夫については、それぞれの部分についての記載を教科ごとに説明がありました。

委員からは、配慮の必要な生徒はどこの学校にもいるということ、そうした障害のある生徒に対する配慮の視点が、きめ細かく記載されているという意見がありました。

英語については4技能以外にも題材があり、幅広い視点で作成されているということ、それから英語そのものを学ぶほかに、教材そのものから障害を学ぶことができるという視点も記載されていることも意見として出されました。

こうしたことから、調査研究資料及び採択資料について、適切と判断いたしました。

以上です。

**【会長】** ありがとうございます。

それでは、最後です。第4分科会、発表をお願いいたします。

**【平井副会長】** それでは、第4分科会の報告をさせていただきます。

第4分科会は理科、保健体育、技術、家庭について審議いたしました。

まず、都立特別支援学校（中学部）からでございます。こちらについては配慮を要する内容、興味・関心を持って取り組むことができる単元についての資料の見方について、確認する質問がございました。

また、理科であれば音、実験、保健体育であれば肢体不自由のある生徒への配慮、技術についても作業を行いますので、そこについての配慮すべき内容についての記載の確認がありました。

最後の家庭分野については、聴覚障害への配慮が3社とも全て「なし」となっておりましたので、その部分について改めての資料の確認がございました。

特別支援学校（中学部）の調査研究資料、採択資料については適切と判断させていただきましたが、興味・関心を持って子供たちが取り組むことができる単元の箇所数であるとか、配慮を要する内容の箇所数について、具体的に①、②、③と項目分けがされていますので、それぞれの項目についての箇所数も記載されるとより良いのではないか、という意見がございました。

次に、都立中学校・中等教育学校についてでございます。こちらについても、調査研究項目一覧の優先順位の定め方、構成上の工夫の取り上げ方、資料の見方全てについての確認から始まりました。

保健体育のところでは、白鷗高等学校附属中学校の教育課程の基本方針が4点上げられていましたが、他の教科は3点となっておりましたので、その部分の整合性について、最後に確認させていただきました。そちらについても、審議の中での確認は終わっております。

技術については、1社についてハンドブックが入っていて、この扱いについての確認がございました。調査研究資料の中では、このハンドブックについてはページ数や箇所数は除いた形で対応していることの確認もさせていただきました。

都立中学校・中等教育学校におきましても、調査研究資料、採択資料どちらも適切であると判断させていただきました。

以上でございます。

**【会長】** 全分科会からの審議結果の報告が終わりました。これから答申について審議に入りたいと思います。

ただ今の各分科会の審議の報告を受けまして、委員の皆様方、何か御意見等あればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

それでは伊藤秀一委員、何か少しでも伺えればと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

【伊藤（秀）委員】　今回、視覚障害や肢体不自由の子供たちの教科書の審議等も行ったところです。感想なのですが、難しいと思ったのは、教科書そのものについては子供たちの体験的な学びや主体的な学び等を優先するためのつくりであるけれども、障害のある子供たちが体験的な学びを行う際に、外に出掛けていたり音声を聞いたりするという活動を行うことについては、場合によっては相反する、逆に配慮しながら指導しなければいけないということになってくるので、こういった様々な観点で見なければいけないということ、改めて気付かされた思いがありました。以上です。

【会長】　ありがとうございます。

他の委員の皆様はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

今、各分科会の報告や御意見も伺ったところでございます。このような点を勘案いたしますと、全体としては都立中学校及び中等教育学校（前期課程）の調査研究資料（案）と採択資料（案）、また都立特別支援学校（中学部）用教科書の調査研究資料（案）と採択資料（案）は、共に適切であるという御意見、報告ということで判断いたしますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」）

【会長】　ありがとうございます。

それでは、これらの資料が、今後の採択に当たって重要な資料として活用されるということでございますので、文言や表現といったことも改めて十分精査をさせていただきまして、最終的な資料として完成させていただきますように、この場で事務局に改めてお願いするというところでよろしいでしょうか。（「異議なし」）

【会長】　ありがとうございます。

では、議事を進めてまいります。次第にありますとおり、「その他の採択資料についての審議」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【管理課長】　それでは、タブレットで資料12について御説明いたします。目次を御覧ください。

1の（1）、このたび新規に採択する必要がある都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書と、（2）都立特別支援学校（中学部）で使用する教科書の採択資料につきましては、資料13と14によりまして、先ほどの分科会で御覧いただきながら、ただ今の全体会で御審議いただき、御了承いただいたところでございます。

このほか、都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書等につきましては、毎年度採択行為を行う必要がございますことから、次の採択資料で御審議いただきます。

資料の3ページになりますが、前回の採択時と同一の教科書を採択する必要があるものとございます。都立特別支援学校（小学部）用教科書につきましては、新学習指導要領の全面実施に伴い、昨年度新たに採択させていただきました。一度採択しますと、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の規定によりまして、通常4年間は同一の教科書を採択することとなっております。このため、このたびは昨年度採択したものと同一教科書を採択することになります。

4ページは、昨年度採択した教科書を一覧にしてございます。こちらが来年度の「都立特別支援学校（小学

部)用教科書」の採択(案)となります。

次に5ページ「Ⅱ 文部科学省著作教科書」とございますが、こちらは都立特別支援学校(小学部・中学部)で使用する、点字版教科書などの文部科学省著作教科書についてでございます。

ここでは、文部科学省発行の「特別支援学校用(小・中学部)教科書目録」に登載されている文部科学省著作教科書の全てを、障害種別、小・中学部別に採択(案)として一覧にお示ししてございます。

次の6から9ページまでが視覚障害者用[点字版]の文部科学省著作教科書の一覧でございまして、10ページが聴覚障害者用の文部科学省著作教科書の一覧、続いて11ページが知的障害者用の文部科学省著作教科書の一覧でございます。

続きまして13ページ、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書、絵本などのいわゆる一般図書につきましても、毎年度採択替えを行うこととなります。

視覚障害のある児童・生徒のために作成されました、文部科学省検定済教科書を原点としました点字版の一般図書を14ページに、拡大版の一般図書は15ページから20ページまでございます。昨年度中に文部科学省から通知があったものを参照してございます。

なお、採択期限後に検定済教科書を原点とする、点字版や拡大版の一般図書が新たに発行されました場合には、当該図書について追加で採択していく場合がございます。

最後に、21ページの一般図書です。ここから最後のページまでが、知的障害特別支援学校用並びに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧でございます。

こちらは第2回の会議において報告しておりまして、適切であると御答申を頂いております。

冊子の資料7、一般図書の調査研究資料に掲載されている図書を一覧にしているものでございます。

これらの一覧を、来年度都立特別支援学校(小学部・中学部)で使用する一般図書の採択(案)とするものでございます。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【会長】** ただ今事務局の説明がございました。委員の皆様方、何か御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、「令和3年度使用教科書採択について(教科書採択資料)」については、御異議はないということではよろしいですか。(「異議なし」)

**【会長】** 今回の答申の案文につきまして、私と副会長で、事務局を交えて取りまとめを行いたいと思っております。その間、一旦休憩に入らせていただきます。会議再開後、作成した答申案に基づいて審議を行いたいと思います。

**【管理課長】** それでは、時間が押してきて申し訳ございません。約5分間休憩とさせていただきます。つきましては、16時45分に会議を再開しますので、また御参集のほどよろしくお願いいたします。

( 休 憩 )

**答申・事務連絡・教育委員会挨拶・閉会**

【会長】 それでは、審議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談いたしまして、今回の答申（案）を作成いたしました。その案文を事務局から配布をお願いいたします。

【管理課長】 それでは、答申（案）を配らせていただきます。

なお、こちらは現時点ではまだ案でございますので、委員の方のみに配布させていただきます。答申文につきましては、本日中に東京都教育委員会ホームページに掲載いたしまして公表する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

(答申（案）配布)

【管理課長】 それでは、読み上げさせていただきます。

「教科書調査研究資料及び令和3年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について（答申）」

記

1 「令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。

2 「令和3～6年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料」は、調査研究資料として適切であると認められる。

3 「令和3年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和3年度に都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。

4 東京都教育委員会は、上記1、2及び3の資料とともに、既に答申している「令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」等を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うこと。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申（案）につきまして審議してまいります。委員の皆様方の御意見等を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に御意見や御異議がなければ、ただ今検討していただきました内容のとおり、答申をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」）

【会長】 ありがとうございます。

なお、休憩前にも申し上げましたが、資料の細かい文言・表現などにつきましては、事務局に今一度精査していただき、修正については会長の私に一任いただくということによろしいですか。（「異議なし」）

ありがとうございます。それでは、この答申（案）を、本審議会の「答申」として決定させていただきます。諮問事項2「教科書調査研究資料」及び3「令和3年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））」について、教育委員会に答申いたします。

（会長から部長へ答申の受渡し）

【会長】 それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【管理課長】 本日御答申いただきました調査研究資料（案）及び採択資料（案）につきましては、本日頂いた御意見等の趣旨を踏まえ、必要に応じて事務局において所要の修正を行った上で、これを都教育委員会に報告させていただき、都教育委員会として都立学校で使用する教科書の採択を行ってまいります。

本日お配りした資料についてお話しいたします。少々重く、大変恐縮ではございますが、冊子でお配りいたしました製本されている調査研究資料の2冊（中学校用、一般図書）につきましては、白い紙袋を御用意しておりますので、お持ち帰りくださいますようよろしくお願いいたします。タブレットにつきましては、そのまま置いておいていただきますようお願いいたします。

なお、採択に関する都教育委員会につきましては、7月下旬に開催される見込みでございます。教育委員会での議案が決まりましたら、委員の皆様に関連の資料をお送りさせていただき予定でございます。

以上でございます。

【会長】 それでは、最後に東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は長時間にわたりまして、数多くの資料につきまして御審議いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本日頂いた答申につきましては、7月に開催予定の都教育委員会に報告してまいりたいと存じます。

委員の皆様には、4月から4回にわたりまして、各種の調査研究資料や採択資料、また、区市町村教育委員会等に対する指導・助言等の内容につきまして、慎重かつ熱心に御審議いただき、貴重な御意見を頂いてまいりました。

都教育委員会といたしましては、頂いた答申を踏まえ、来年度に使用する教科書を適正に採択いたしますとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者におかれましても適切な採択が行われるよう、指導・助言又は援助をしてまいります。

本日もちまして、本審議会の会議は終了とさせていただきます。委員の皆様のごこれまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き都の教育行政について御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

げ、挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

**【会長】** それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。委員の皆様、御苦勞様でございました。